

【有害物質 28 項目】

水質汚濁防止法施行令（カドミウム等の物質）

第2条法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

1. カドミウム及びその化合物
2. シアン化合物
3. 有機燐化合物
(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N) に限る。)
4. 鉛及びその化合物
5. 六価クロム化合物
6. 砒素及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8. ポリ塩化ビフェニル
9. トリクロロエチレン
10. テトラクロロエチレン
11. ジクロロメタン
12. 四塩化炭素
13. 一・二-ジクロロエタン
14. 一・一-ジクロロエチレン
15. 一・二-ジクロロエチレン
16. 一・一・一-トリクロロエタン
17. 一・一・二-トリクロロエタン
18. 一・三-ジクロロプロペン
19. テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
20. ニ-クロロ-四・六-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン)
21. S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)
22. ベンゼン
23. セレン及びその化合物
24. ほう素及びその化合物
25. ふつ素及びその化合物
26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27. 塩化ビニルモノマー
28. 一・四-ジオキサン